

同一の日に実施される他の鹿島市教育委員会採用試験との併願は出来ません。

## 嘱託職員（学校用務員）採用試験実施要領

1. 採用予定人数 4人程度
2. 受付期間 平成31年1月4日（金）～平成31年1月18日（金）  
（土・日曜日及び祝日を除きます。）  
※ 受付時間：午前8時30分～午後5時15分  
※ 郵送による受付：平成31年1月18日（金）までの消印有効
3. 受験資格 普通自動車免許を所有している人
4. 試験日等
  - ① 第一次試験日時：平成31年2月3日（日）  
午前9：00集合 午前9：20開始
  - ② 第一次試験会場：鹿島市役所3階 第3会議室
  - ③ 第一次試験内容：作文試験
  - ④ 第二次試験日時・会場：第一次試験合格者のみ通知します。
  - ⑤ 第二次試験内容：面接試験
  - ⑥ 最終合格通知：最終合格者のみに通知します。
5. 業務内容 校舎・体育館・校門等の開閉、校舎内外の清掃、文書・物品等の送達、施設・設備の保全のための軽作業などに従事する業務（体力や技能が必要です。）その他学校長から命ぜられた業務。
6. 勤務条件
  - ① 勤務時間：週30時間（1日6時間程度）  
※ 午後1時からの勤務になります。  
※ 原則、土・日曜日、祝日及び年末年始の休日は休み。  
ただし学校行事等により勤務の日とされた場合、学校長の指定する日が休みとなります。
  - ② 報酬月額：（現行）160,200円
  - ③ 福利厚生：健康保険、厚生年金及び雇用保険制度あり
7. 任用期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日
8. 受験手続 教育委員会教育総務課に備え付けの専用履歴書又は市のホームページからダウンロードした専用履歴書に必要事項を記入し、6か月以内の本人の写真を該当箇所に貼付の上、末尾の問い合わせ先まで申し込んで下さい。 ※申し込み後は、上記書類は返却しません。

9. 日本の国籍を有しない人の受験資格等
- ① 次のいずれかに該当する人は、受験資格があります。
- ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の規定による永住者
  - ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）の規定による特別永住者
- ② 試験については全て日本語による問答となります。
10. その他
- ① 他の鹿島市教育委員会採用試験と併願できません。（日日雇用職員募集との併願は可）
- ② 次のいずれか1つに該当する人は、受験資格がありません。
- ・ 成年被後見人又は被保佐人
  - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・ 鹿島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ③ 受験資格の有無について後日確認する場合があります。
- ④ 過去に当該業務嘱託職員として採用された人も応募できます。

11. 問い合わせ先 〒849-1312 鹿島市大字納富分2643番地1 鹿島市役所内  
鹿島市教育委員会教育総務課管理係  
電話 0954-63-2103 URL <http://www.city.saga-kashima.lg.jp/>